

(書式 3 - 1 - 8)

祭祀の承継者を定める合意書

合 意 書

〇〇〇〇を甲、〇〇〇〇を乙、〇〇〇〇を丙として、被相続人〇〇〇〇（平成〇〇年〇〇月〇〇日死亡）の祭祀の承継に関し、次のとおり合意する。

記

第 1 条 甲、乙、丙は、〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇霊園内の墓地（〇〇地区、〇〇番）の使用権と墓石の所有権を甲が承継することを合意する。

第 2 条 甲、乙、丙は、〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号の被相続人〇〇〇〇が最後に居住した建物内にある仏壇仏具、及び先祖代々の位牌の承継者を甲とすることを合意する。

第 3 条 被相続人〇〇〇〇及びその先祖代々の祭祀については、甲がその責任と費用でもって執り行うものとし、乙、丙はこれに対し何らの異議も申し立てない。

以上の合意成立の証として、本合意書 3 通を作成し、甲、乙、丙それぞれ記名押印の上、各 1 通を所持する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

甲

住 所

乙



解説

祭祀承継者とは、系譜、祭具及び墳墓等の祭祀財産を承継する者をいう（民法897条1項）。祭祀財産の承継は、被相続人の指定がない場合、慣習によって定まるが、後日揉めないように相続人間で承継者を合意しておく为宜い。祭祀承継者は通常1名である。

なお、祭祀承継は遺産分割とは別個の手続きであるため、相続放棄をした者でも祭祀承継者となることができる。



* 遺産分割の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/partition-estate/> をご覧下さい。弁護士法人朝日中央綜合法律事務所